

電動キックボード が変わります。

※長さ190cm以下
幅60cm以下
最高速度20km/h
等の基準適合車に限る

緑色の
最高速度表示灯
が点灯・点滅します。

Check!

特定小型 原動機付自転車

一定の基準に該当する電動キックボード等は、
特定小型原動機付自転車に分類されます。

※令和5年7月1日施行予定

大阪府警察 自転車対策室

具体的にはどのように変わるの？

原動機付自転車

①か②に分類

① 一般原動機付自転車

② 特定小型原動機付自転車

①はこれまでの
原動機付自転車
と同じ。



- 車体の大きさ
 - ・長さ190cm以下
 - ・幅60cm以下
 - 車体の構造
 - ・定格出力0.6kW以下の電動機
 - ・最高速度20km/h
 - ・保安基準に適合する最高速度表示灯を備えている
※緑色の点灯
 - ・クラッチの操作を要しない
 - ・最高速度の設定が走行中に変更できない
- (※特例特定小型原動機付自転車への切り替え可能な機体があるため)
- 運転免許 ～ 不要 **ただし16歳未満は運転禁止**
 - ヘルメット ～ 着用努力義務
 - 右折方法 ～ 二段階右折
 - 走行場所 ～ 車道・普通自転車専用通行帯・自転車道
 - 一方通行(自転車を除く) ～ 双方向通行可

重要

ただし、特定小型原動機付自転車
のうち

特例特定小型原動機付自転車

- 最高速度6km/h
 - 最高速度表示灯を点滅 など
- の基準に適合するもの(特例特定小型原動機付自転車)は、
- 路側帯(右側路側帯及び歩行者用路側帯を除く)
 - 歩道(自転車歩道通行可の場合)
- を走行することができる。



大阪府警察 自転車対策室